

国立大学法人徳島大学の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 平成24年度における役員報酬についての業績反映のさせ方

期末特別手当において、当該役員の業務実績の評価により、その額の100分の10の範囲内で増額又は減額することができる。

② 役員報酬基準の改定内容

法人の長	<ul style="list-style-type: none"> ・本給月額引き下げ(平成24年5月～▲0.5%) ・特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、次の措置を講ずることとした。 <ul style="list-style-type: none"> ・実施期間:平成24年5月～平成26年3月 ・措置の内容:本給月額及び賞与の減額(▲9.77%) 	
理事		同上
理事(非常勤)		同上
監事		同上
監事(非常勤)	同上	

2 役員報酬等の支給状況

役名	平成24年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 15,603	千円 11,531	千円 4,071	千円			
A理事	千円 12,358	千円 9,115	千円 3,218	千円 24 (通勤手当)	4月1日		
B理事	千円 12,383	千円 9,115	千円 3,218	千円 49 (通勤手当)	4月1日		
C理事	千円 10,954	千円 7,870	千円 2,847	千円 236 (調整手当)	4月1日		◇
D理事	千円 10,698	千円 7,870	千円 2,778	千円 49 (通勤手当)	4月1日		
A監事	千円 8,921	千円 7,071	千円 1,667	千円 182 (通勤手当)	4月1日		
B監事 (非常勤)	千円 1,301	千円 1,301	千円	千円			

注:「調整手当」とは、就任直前に、民間の賃金水準が本学より高い地域に在勤していた役員に、2年を限度として支給しているものである。

注:「前職」欄の「◇」は、役員出向者を示す。

注:総額、各内訳について千円未満切り捨てのため、総額と各内訳の合計額は必ずしも一致しない。

3 役員の退職手当の支給状況(平成24年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	摘 要	前職
	千円	年	月				
法人の長						該当者なし	
理事A	2,514 (45,624)	2 (32)	0 (0)	24.3.31	1	増減なし	
理事B	2,514	2	0	24.3.31	1	増減なし	※
監 事						該当者なし	
監 事 (非常勤)						該当者なし	

注:「前職」欄の「※」は、独立行政法人等の退職者を示す。

注:理事Aについては、役員在職期間を役員退職手当規則に適用させて算出した金額を記載するとともに括弧内に、役員在職期間に職員在職期間を通算した期間(「法人での在職期間」欄の括弧の期間)をもって当該役員の在職期間として算出した金額を記載した。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 人件費管理の基本方針

中期計画における人件費見積りの範囲内で、人件費を病院部門と病院以外の部門で、それぞれ一元的に管理することとし、本法人の業務内容、業務量に応じた適正な人員配置を行うとともに、学長裁量による人件費枠を確保し、機動的かつ重点的な人員配置を行うことによって、人的資源の効果的運用と効率的配分を図り人件費の管理に努める。

② 職員給与決定の基本方針

ア 給与水準の決定に際しての考慮事項とその考え方

国家公務員の給与制度に定める職種に応じた俸給表を参考とし、社会一般の情勢に適合した給与水準とすることとしている。

イ 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方

職員の勤務成績評価の結果を基礎資料とし、その成績等に応じて、現に受けている基本給の昇給・昇格・降格及び賞与(6月期、12月期)における支給割合の増減を決定する。

[能率、勤務成績が反映される給与の内容]

給与種目	制度の内容
賞与:業績手当 (査定分)	6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対し、基準日以前6月以内の期間における、その者の勤務成績に応じて、それぞれ支給割合を決定する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇給	1月1日に昇給日前1年間の勤務成績によって、「A」(8号俸以上)から「E」(0号俸)までの5段階に区別して適用する。 (国家公務員の給与制度に準拠)
昇格・降格	昇格:特に勤務成績が優秀で、かつ本学が定める基準(必要経験年数等)に合致している者については、上位の職務の級に決定することができる。 降格:勤務成績が不良な場合は、下位の級に決定することができる。 (国家公務員の給与制度に準拠)

ウ 平成24年度における給与制度の主な改正点

基本給月額引き下げ(平成24年6月～▲0.23%。)

特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連して、以下の措置を講ずることとした。

- ・実施期間:平成24年6月～平成26年3月
- ・基本給表関係の措置の内容:職種・級別にそれぞれ▲9.77%、▲7.77%、▲4.77%減額
- ・諸手当関係の措置の内容:期末手当及び業績手当から一律▲9.77%減額
管理職手当から一律▲10%減額
- ・国と異なる措置の概要:病院所属の医療技術職員及び看護職員については、人材確保のため、給与削減対象外としている。

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成24年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
					うち通勤手当	
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	1,613	43.2	5,947	4,495	45	1,452
事務・技術	341	42.8	4,869	3,710	61	1,159
教育職種 (大学教員)	737	47.6	7,415	5,597	36	1,818
医療職種 (病院看護師)	443	35.9	4,482	3,382	45	1,100
医療職種 (病院医療技術職員)	84	44.4	5,295	3,972	55	1,323
その他医療職種 (看護師)	2					
その他医療職種 (医療技術職員)	1					
技能・労務職種	5	57.3	4,559	3,488	62	1,071
在外職員	該当者なし					
任期付職員	該当者なし					
再任用職員	該当者なし					
非常勤職員	171	38.2	4,403	3,386	56	1,017
事務・技術	21	42.7	2,947	2,227	50	720
教育職種 (大学教員)	67	40.7	5,781	4,483	67	1,298
医療職種 (病院看護師)	18	45.1	4,087	3,072	56	1,015
医療職種 (病院医療技術職員)	58	30.2	3,569	2,746	46	823
技能・労務職種	7	48.2	3,310	2,485	47	825

注:常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

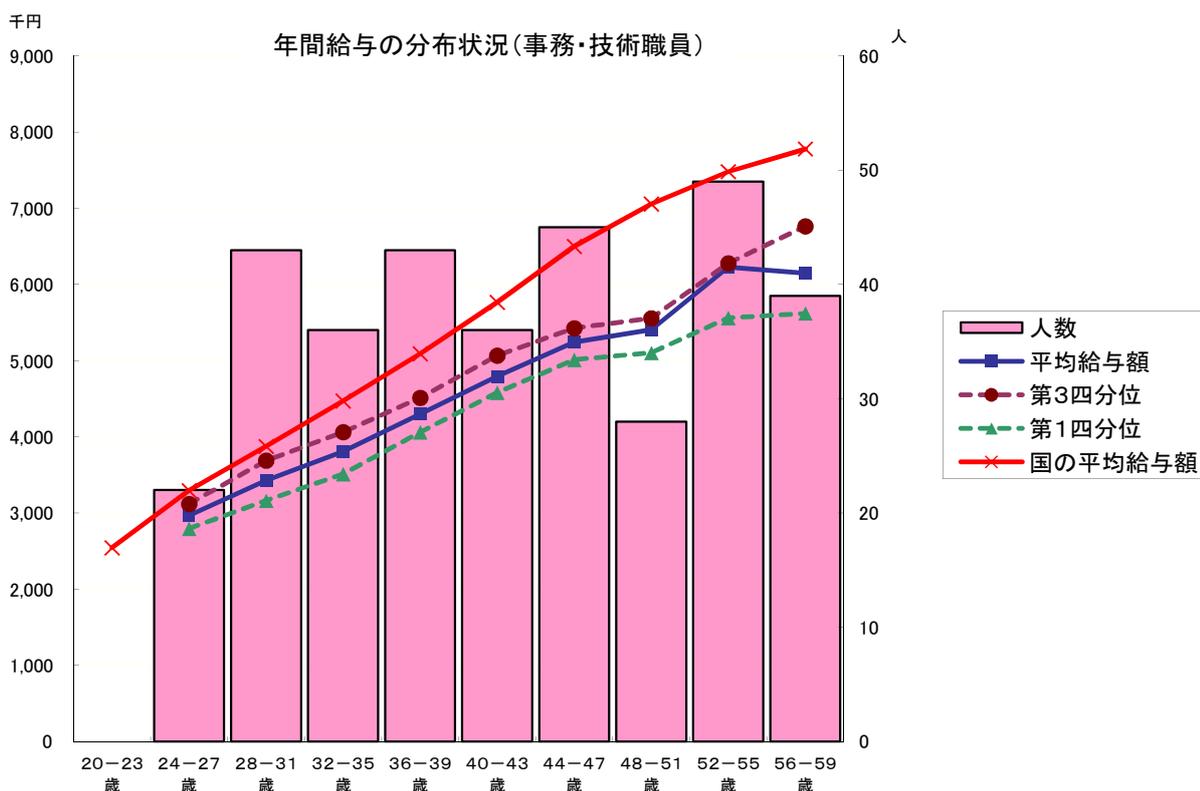
注:医療職種(病院医師)については、該当者がいないため記載していない。

注:常勤職員のその他医療職とは、大学の学生や職員に対する保健管理に関する業務を行う職種を示す。

注:技能・労務職種とは、自動車運転手、用務員等である。

注:常勤職員のその他医療職種(看護師)及び(医療技術職員)については、該当者が2名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年間給与の分布状況(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))
 [在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。以下、⑤まで同じ。]



注:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、⑤まで同じ。

(事務・技術職員)

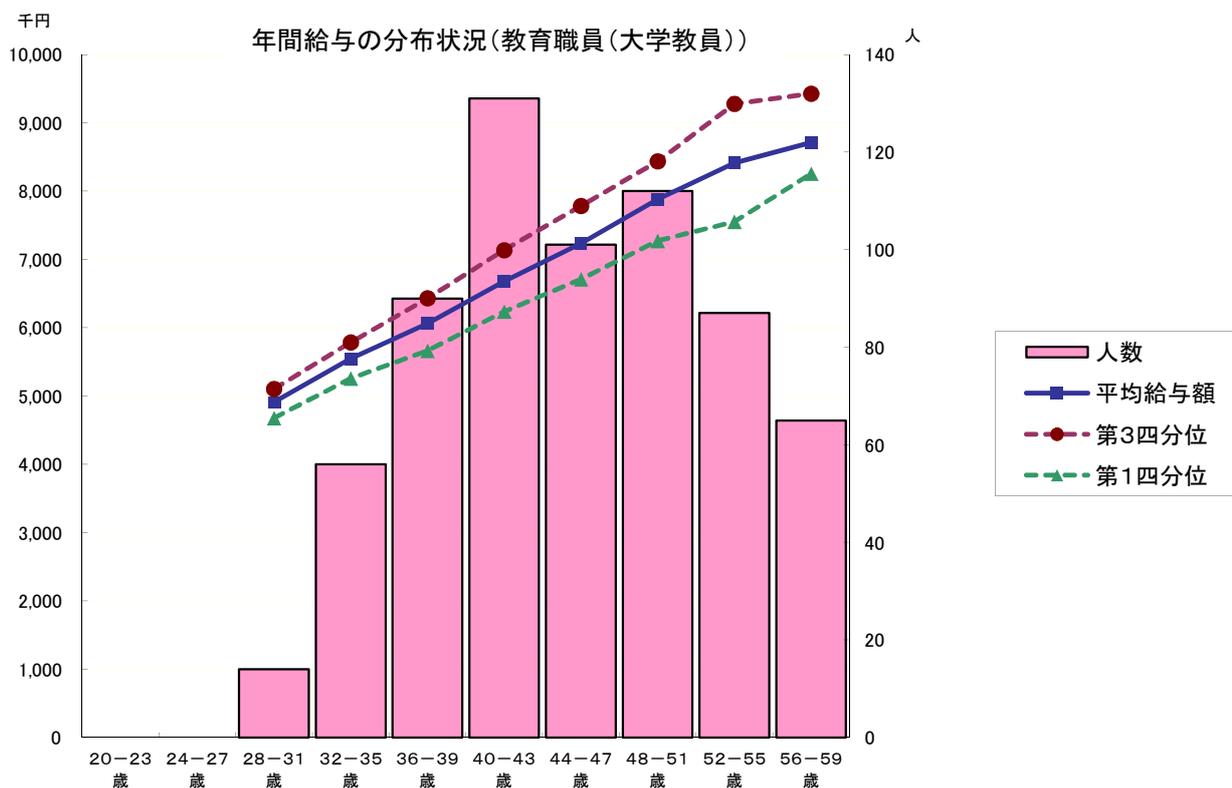
分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
	人	歳	千円	千円	千円	千円	千円
部長	4	55.0	—	—	9,097	—	—
課長	25	55.6	6,694	7,399	6,992	7,399	7,399
課長補佐	25	54.1	5,762	6,023	5,908	6,023	6,023
係長	140	47.7	4,927	5,515	5,192	5,515	5,515
主任	55	38.6	3,979	4,649	4,339	4,649	4,649
係員	92	30.8	3,126	3,804	3,422	3,804	3,804

注:「部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

注:「課長」には、課長相当職である「室長」、「事務長」を含む。

注:「課長補佐」には、課長補佐相当職である「室長補佐」、「事務長補佐」及び「技術専門員」を含む。

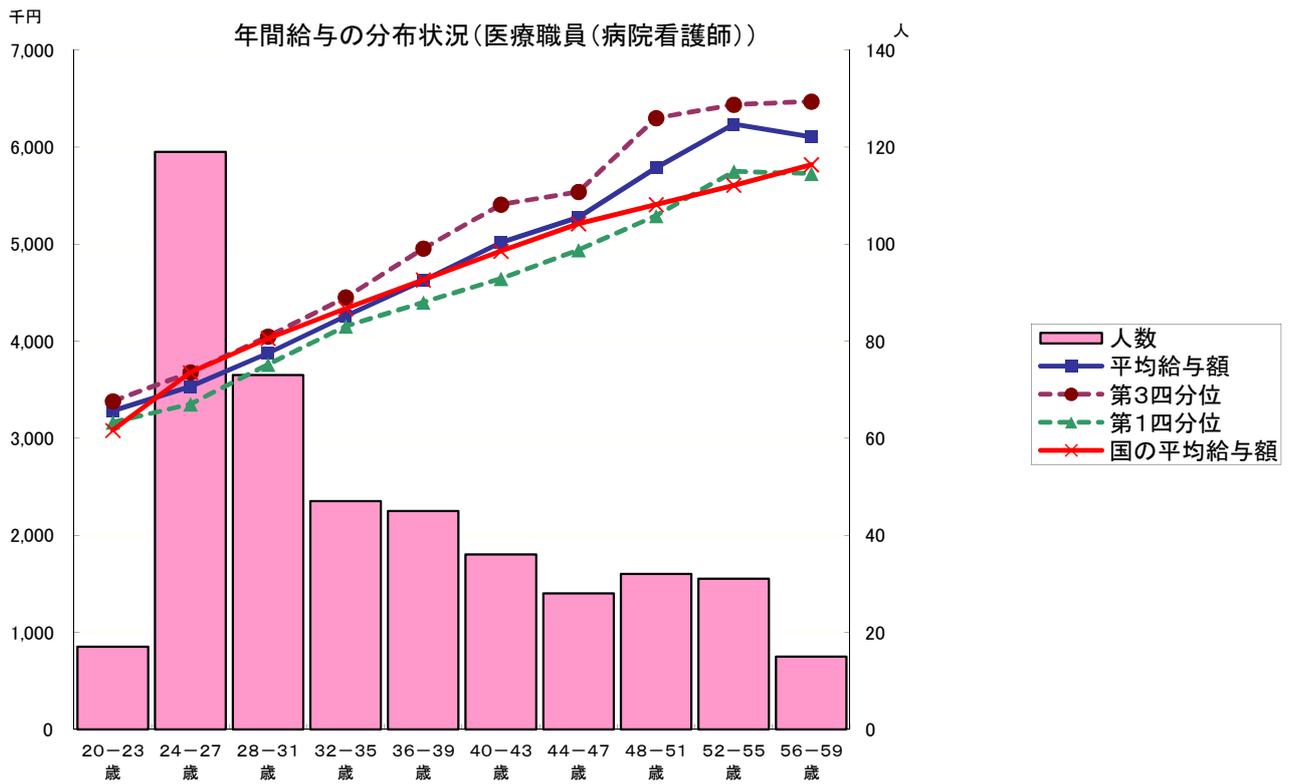
注:「係長」には、係長相当職である「専門職員」及び「技術専門職員」を含む。



(教育職員(大学教員))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		
			第1四分位	第3四分位	
	人	歳	千円	千円	千円
教授	253	55.3	8,309	8,918	9,467
准教授	191	47.2	6,790	7,198	7,662
講師	91	44.0	6,578	6,970	7,542
助教	200	39.8	5,458	5,814	6,240
教務員	2	—	—	—	—

注:「教務員」の該当者は2人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢及び年間給与の平均額は記載していない。



(医療職員(病院看護師))

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	四分位		平均	四分位	
			第1分位	第3分位		第1分位	第3分位
看護部長	1	—	—	—	—	—	—
副看護部長	4	53.0	—	—	7,264	—	—
看護師長	34	51.7	6,077	—	6,327	6,544	—
副看護師長	49	42.9	4,773	—	5,172	5,538	—
看護師	355	33.2	3,542	—	4,110	4,526	—

注:「看護部長」の該当者は1人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、平均年齢、年間給与の平均額及び第1・第3分位については記載していない。

注:「副看護部長」の該当者は4人のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、年間給与額の第1・第3分位については記載していない。

注:「看護師」には、看護師相当職である「助産師」を含む。

③ 職級別在職状況等(平成25年4月1日現在)
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		事務員	事務員・主任	係長・専門職員 主任 技術専門職員	課長補佐・専門職員 係長・専門職員 技術専門職員	課長・室長・事務長 課長補佐・専門職員
人員 (割合)	341 人	21 人 (6.2%)	88 人 (25.8%)	151 人 (44.3%)	49 人 (14.4%)	20 人 (5.9%)
年齢(最高 ～最低)		31～24 歳	56～26 歳	58～35 歳	59～45 歳	59～54 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		2,532 ～ 2,023 千円	3,642 ～ 2,281 千円	4,406 ～ 2,889 千円	4,747 ～ 4,069 千円	5,521 ～ 4,257 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		3,226 ～ 2,633 千円	4,737 ～ 2,967 千円	5,731 ～ 3,821 千円	6,329 ～ 5,453 千円	7,167 ～ 5,719 千円

区分	6級	7級	8級	9級	10級
標準的な職位	課長・室長・事務長	部長	部長	事務局長	事務局長
人員 (割合)	8 人 (2.3%)	4 人 (1.2%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)	該当者なし (0.0%)
年齢(最高 ～最低)	57～46 歳	58～52 歳	～ 歳	～ 歳	～ 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)	6,657 ～ 5,200 千円	7,356 ～ 6,019 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	8,561 ～ 6,825 千円	9,631 ～ 8,035 千円	～ 千円	～ 千円	～ 千円

(教育職員(大学教員))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		教務員	助教	講師	准教授	教授
人員 (割合)	737 人	2 (0.3%) 人	200 (27.1%) 人	91 (12.3%) 人	191 (25.9%) 人	253 (34.3%) 人
年齢(最高 ～最低)		～	64～29 歳	57～32 歳	64～33 歳	64～38 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	5,519 ～ 2,885 千円	6,525 ～ 3,543 千円	6,924 ～ 3,674 千円	8,784 ～ 4,875 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	6,916 ～ 3,776 千円	8,375 ～ 4,752 千円	8,927 ～ 4,823 千円	11,395 ～ 6,507 千円

注:1級については該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

(医療職員(病院看護師))

区分	計	1級	2級	3級	4級	5級
標準的な職位		准看護師	看護師	看護師長 副看護師長	副看護部長 看護師長	看護部長 副看護部長
人員 (割合)	443 人	該当者なし (0.0%) 人	355 (80.1%) 人	52 (11.7%) 人	32 (7.2%) 人	3 (0.7%) 人
年齢(最高 ～最低)		～	59～22 歳	56～33 歳	59～39 歳	55～50 歳
所定内給 与年額(最高 ～最低)		～ 千円	4,550 ～ 2,288 千円	4,714 ～ 3,170 千円	4,997 ～ 4,137 千円	5,517 ～ 5,328 千円
年間給与 額(最高～ 最低)		～ 千円	6,128 ～ 3,023 千円	6,358 ～ 4,208 千円	6,961 ～ 5,769 千円	7,471 ～ 7,270 千円

区分	6級	7級
標準的な職位	看護部長	看護部長
人員 (割合)	1 (0.2%) 人	該当者なし (0.0%) 人
年齢(最高 ～最低)	～	～
所定内給 与年額(最高 ～最低)	～ 千円	～ 千円
年間給与 額(最高～ 最低)	～ 千円	～ 千円

注:6級については該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、「年齢(最高～最低)」以下の事項について記載していない。

④ 賞与(平成24年度)における査定部分の比率
 (事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.2	% 64.8
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 33.8	% 35.2
	最高～最低	% 44.6～33.3	% 44.7～30.2	% 44.6～32.0
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.9	% 67.2	% 66.1
	査定支給分(勤勉相当)	% 35.1	% 32.8	% 33.9
	最高～最低	% 44.9～22.4	% 42.1～29.4	% 40.1～27.3

(教育職員(大学教員))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 62.6	% 64.3	% 63.5
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.4	% 35.7	% 36.5
	最高～最低	% 44.9～33.2	% 43.3～31.1	% 44.1～32.3
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 64.6	% 67.0	% 65.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 35.4	% 33.0	% 34.1
	最高～最低	% 44.9～32.1	% 42.1～29.7	% 43.0～30.8

(医療職員(病院看護師))

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理 職員	一律支給分(期末相当)	% 55.1	% 59.1	% 57.1
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 44.9	% 40.9	% 42.9
	最高～最低	% 44.9～44.9	% 42.2～35.0	% 43.5～40.1
一般 職員	一律支給分(期末相当)	% 63.4	% 66.4	% 65.0
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 36.6	% 33.6	% 35.0
	最高～最低	% 44.9～32.1	% 42.1～29.6	% 43.5～30.8

⑤ 職員と国家公務員及び他の国立大学法人等との給与水準(年額)の比較指標
(事務・技術職員／教育職員(大学教員)／医療職員(病院看護師))

(事務・技術職員)

対国家公務員(行政職(一))

82.5

対他の国立大学法人等

90.9

(教育職員(大学教員))

対他の国立大学法人等

91.9

(医療職員(病院看護師))

対国家公務員(医療職(三))

100.6

対他の国立大学法人等

94.5

注：当法人の年齢別人員構成をウェイトに用い、当法人の給与を国の給与水準(「対他の国立大学法人等」においては、すべての国立大学法人等を一つの法人とみなした場合の給与水準)に置き換えた場合の給与水準を100として、法人が現に支給している給与費から算出される指数をいい、人事院において算出

給与水準の比較指標について参考となる事項

○事務・技術職員

項目	内 容	
指数の状況	対国家公務員 82.5	
	参考	地域勘案 90.0 学歴勘案 82.1 地域・学歴勘案 89.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	【主務大臣の検証結果】 給与水準の比較指標では国家公務員の水準未満となっていること等から給与水準は適正であると考え。引き続き適正な給与水準の維持に努めていただきたい。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.86% (国からの財政支出額 15,020百万円、支出予算の総額 40,746百万円；平成24年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【検証結果】 給与水準は適切である。	
講ずる措置	引き続き適切な給与水準を維持する。	

○医療職員(病院看護師)

項目	内 容	
指数の状況	対国家公務員 100.6	
	参考	地域勘案 103.0 学歴勘案 100.7 地域・学歴勘案 102.7
国に比べて給与水準が高くなっている定量的な理由	病院所属の医療技術職員及び看護職員については、人材確保のため、特例法に基づく給与削減対象外としたことによるもの。 【主務大臣の検証結果】 法人の看護職員の職員構成と国の職員構成が異なっていること、法人の給与制度は国家公務員の制度と概ね同様であることから、給与水準は概ね適正であると考え。	
給与水準の適切性の検証	【国からの財政支出について】 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合 36.86% (国からの財政支出額 15,020百万円、支出予算の総額 40,746百万円；平成24年度予算) 【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成23年度決算) 【検証結果】 給与水準は適切である。	
講ずる措置	引き続き適切な給与水準を維持する。	

○教育職員(大学教員)と国家公務員との給与水準の比較指標 93.4

(注)上記比較指標は、法人化前の国の教育職(一)と行政職(一)の年収比率を基礎に、平成24年度の教育職員(大学教員)と国の行政職(一)の年収比率を比較して算出した指数である。

Ⅲ 総人件費について

区 分	当年度 (平成24年度)	前年度 (平成23年度)	比較増△減	中期目標期間開始時(平成22年度)からの増△減
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 11,408,849	千円 12,071,332	千円 (%) △ 662,483 (△ 5.5)	千円 (%) △ 534,638 (△ 4.5)
退職手当支給額 (B)	千円 1,305,496	千円 1,109,502	千円 (%) 195,994 (17.7)	千円 (%) 388,341 (42.3)
非常勤役職員等給与 (C)	千円 4,801,900	千円 4,563,874	千円 (%) 238,026 (5.2)	千円 (%) 696,094 (17.0)
福利厚生費 (D)	千円 2,111,032	千円 2,072,903	千円 (%) 38,129 (1.8)	千円 (%) 171,772 (8.9)
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 19,627,277	千円 19,817,611	千円 (%) △ 190,334 (△ 1.0)	千円 (%) 721,569 (3.8)

注：「非常勤役職員等給与」においては、寄附金、受託研究費その他競争的資金等により雇用される職員に係る費用及び人材派遣契約に係る費用等を含んでいるため、財務諸表附属明細書の「18 役員及び教職員の給与の明細」における非常勤の合計額と一致しない。

注：「退職手当支給額」欄は、国の常勤職員に相当する、法人の常勤職員に係る退職手当支給額を計上している。

総人件費について参考となる事項

1. 前年度(平成23年度)との比較について

(1) 「給与、報酬等支給総額」の減額理由

前年度比5.5%減となった主な要因は、特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連して、給与減額支給措置を講じたことによるものと考えられる。なお、職種ごとの削減額は次のとおり。

事務・技術職員：149,531千円、教育職員(大学教員)：458,486千円、その他職種：16,362千円

(2) 「退職手当支給額」の増額理由

前年度比17.7%増となった主な要因は、定年退職者等の増加によるものと考えられる。なお、「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき講じた措置に関する職種ごとの削減額は次のとおり。

事務・技術職員：13,077千円、教育職員(大学教員)36,519千円、病院看護師：5,976千円、その他職種：3,555千円

(3) 「非常勤役職員等給与」欄に含まれる役職員に係る各削減額は次のとおり。

給与減額支給措置に係る削減額：27,905千円

退職手当の支給水準引き下げに係る削減額：200千円

(3) 「最広義人件費」の減額理由

前年度比1.0%減となった主な要因は、①特例法に基づく国家公務員の給与見直しに関連した給与減額支給措置及び②国家公務員の退職手当の支給水準引下げに基づき講じた措置による減額と③定年退職者等の増加に伴い、「退職手当支給額」が増額したこと及び④外部資金などの運営費交付金以外の経費により雇用される職員の増加に伴い、「非常勤役職員等給与」が増額したことが、主な要因と考えられる。

Ⅳ 法人が必要と認める事項

「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」(平成24年8月7日閣議決定)に基づき、以下の措置を講ずることとした。

○職員に関する講じた措置の概要：国立大学法人徳島大学職員退職手当規則に規定している「調整率」を次表のとおり段階的に引き下げた。(実施時期：平成25年1月1日)

期間	調整率
現行	104/100
平成25年1月1日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100

○役員に関する講じた措置の概要：国立大学法人徳島大学役員退職手当規則に規定している「調整率」を次表のとおり段階的に引き下げた。(実施時期：平成25年3月27日)

期間	調整率
現行	100/100
平成25年3月27日～平成25年9月30日	98/100
平成25年10月1日～平成26年6月30日	92/100
平成26年7月1日以降	87/100